

IV 教 育 福 祉

- 1 教 育
- 2 学 校 教 育
- 3 人 権 教 育
- 4 社 会 福 祉
- 5 介 護 保 険
- 6 国 民 健 康 保 険
- 7 国 民 年 金
- 8 健 康 推 進
- 9 子 育 て 支 援
- 10 桑 名 市 総 合 福 祉 会 館
- 11 桑 名 福 祉 セ ン タ ー
- 12 桑 名 北 部 老 人 福 祉 セ ン タ ー
- 13 多 度 す こ や か セ ン タ ー
- 14 長 島 福 祉 健 康 セ ン タ ー
- 15 長 島 デ ィ サ ー ビ ス セ ン タ ー

1 教 育

【桑名市教育大綱】

基本理念 夢を持ち その夢に向かって努力する子を育てます

2 学 校 教 育

(1) くわなっ子教育ビジョン（基本方針と具体的施策）

－学校教育分野のみ掲載－

《視点1》未来を切り拓く「生きる力」の育成を図ります。

- I 確かな学力の定着と向上
 - 1 主体的・対話的で深い学びの実現
 - 2 特別支援教育の推進
 - 3 外国人児童生徒教育の推進
 - 4 就学前教育の推進
 - 5 外国語教育の推進
 - 6 ICT教育の推進
- II 豊かな心の育成
 - 1 道德教育の推進
 - 2 人権教育の充実
 - 3 いじめをなくす取組の推進
 - 4 不登校児童生徒への支援
- III 健やかな体の育成
 - 1 体力を向上させる取組の推進
 - 2 食育の推進

《視点2》子どもたちが生き生きと生活できるよう支援します。

- IV チームでの指導力向上
 - 1 学校組織力の向上
 - 2 教員研修の充実
- V 教育環境の整備
 - 1 教育相談体制の充実
 - 2 小規模校対策・安全対策

《視点3》郷土に誇りを持ち、生涯にわたり学び続ける環境を作ります。

- VI 地域とともにある学校づくり
 - 1 コミュニティ・スクールの充実
 - 2 桑名を大切にすることの育成

(2) 教育施設

単位：園、校

区 分	県 立	市 立	私 立	計
幼 稚 園	0	11 (4園休園)	4	15
小 学 校	0	27 (1)	1	28 (1)
中 学 校	0	9 (1)	1	10 (1)
高等学校	4	0	1	5
特別支援学校	1	0	0	1

※ 令和6年4月1日現在
 ※ () 内は分校数で外数

(3) 市立小・中学校建物実態

単位：㎡、％

区 分	鉄 筋	鉄 骨	木 造	延面積	危 険	非木造率
小学校	102,580	24,757 (423)	237	127,574 (423)		99.8
中学校	47,959	17,353 (448)	155	65,467 (448)		99.7

※ 鉄筋化（鉄骨造を含む）率には屋体を含む
 ※ () 内は分校の面積で外数〔小・中学校共有で共有面積を含む〕
 ※ 令和6年4月1日現在

(4) 教育機関の概要

ア 市立小学校

区分 名称	児 童 数	学 級 数	教 員 数	養 護 教 員		学校 栄養 職員		栄 養 教 諭	事務 職員 (県費)	用 務 員	調 理 員	校地面積 ㎡	校 舎 延面積 ㎡	プール m×m	屋 体 面 積 ㎡
				県 費	市 費	県 費	市 費								
日 進	(17) 197	(4) 8	15	1			1		1	1	3	12,803	3,572	25×15	805
精 義	(8) 159	(2) 6	12	1			1		1	1		12,109	3,184	25×11 7×11	709
立 教	(7) 125	(2) 6	11	1			1		1	1		15,908	3,771	25×15 5×15	729
城 東	(4) 52	(2) 5	10	1			1		1	1		9,828	2,932	25×12	680
益 世	(27) 358	(5) 12	23	1				1	1	1		11,561	4,799	25×11 18×5	984
修 徳	(20) 285	(4) 11	23	1			1		1	1		12,336	3,757	25×15	886
大 成	(37) 474	(6) 18	33	1				1	1	1		25,430	4,672	25×15 20×4	729
桑 部	(23) 192	(4) 8	15	1			1		1	1		13,984	3,560	25×15	656
在 良	(37) 337	(7) 12	27	1			1		1	1		9,665	4,377	25×8 10×8	799
七 和	(19) 293	(3) 12	23	1			1		1	1		10,226	4,430	25×15	907
久 米	(17) 226	(3) 10	17	1		1			1	1		13,322	3,920	25×10 25×5	593
深 谷	(5) 109	(2) 6	15	1	1		1		1	1		13,655	5,763	25×10 6×12	956
城 南	(22) 351	(4) 12	23	1			1		1	1		11,585	4,459	25×11 25×4	795
大 和	(15) 99	(3) 6	12	1			1		1	1		12,443	3,060	25×12 25×3	632
大山田東	(34) 758	(6) 26	40	1				1	2	1		17,112	6,996	25×15	799
大山田北	(33) 482	(5) 16	32	1				1	2	1		16,700	4,927	25×15	729
大山田西	(8) 82	(2) 6	12	1			1		1	1		16,199	3,306	25×15	729

大山田南	(15) 304	(3) 12	19	1			1		1	1		17,254	3,419	25×15	729
藤 が 丘	(19) 333	(4) 12	20	1			1		1	1		17,918	3,653	25×15	840
星見ヶ丘	(18) 251	(4) 12	22	1				1	1	1		25,996	5,189	25×15 4m 半円	898
多 度 東	(0) 42	(0) 4	6	1					1	1		8,163	2,013	25×11 10× 5	576
多 度 中	(21) 322	(5) 13	25	1					2	1		18,114	4,809	25×16 11×10	1,406
多 度 北	(12) 61	(3) 6	12	1					1	1		12,758	2,323	25×13 10× 5	601
多度青葉	(4) 64	(1) 6	10	1					1	1		11,132	2,139	25×15 10× 5	561
長島北部	(4) 107	(1) 6	10	1					1	1		14,714	3,426	25×15 15×10	618
長島中部	(23) 336	(4) 13	24	1					1	1		15,862	4,847	25×15 15×10	1,037
伊 曾 島	(16) 133	(4) 6	13	1					1	1		15,187	3,270	25×15 15×10	618
伊 曾 島 悠 分 校	(9) 4	(2) 4										[390]	[423]		
計	(474) 6532	(95) 270	508	27	1	1	13	6	30	27	3	[390] 391,964	[423] 106,705		21,001

※ () は特別支援学級で外数・[] 内は、分校の面積で外数（小・中学校共有で共有面積を含む）

※ 令和 6 年 4 月 1 日現在

イ 市立中学校

区分 名称	生徒数	学級数	教員数	養護 教員	事 務 員		栄養 教諭	用 務 員	校 地 面 積 ㎡	校 舎 延面積 ㎡	プール m×m	屋 体 面 積 ㎡	備 考
				(県費)	県費	市費							
成 徳	(19) 192	(3) 6	21	1	1	1		1	27,474	5,589	25×15	1,086	武道場 357 ㎡
明 正	(18) 497	(3) 14	29	1	1			1	18,951	5,631	25×15	1,422	
光 風	(11) 382	(3) 12	25	1	1			1	19,801	5,880	25×15	1,129	
陽 和	(16) 374	(3) 12	30	1	1			1	25,894	5,773	25×15	1,432	
正 和	(15) 338	(4) 10	27	1	1			1	27,452	6,017	25×15	1,149	
陵 成	(16) 712	(3) 20	39	1	2			1	23,533	6,164	25×15	1,082	
光 陵	(19) 488	(3) 14	32	1	1			1	23,194	5,361	25×15	1,178	
多 度	(12) 326	(2) 9	22	1	1		1	1	24,104	5,255	25×15	1,457	武道場 269 ㎡
長 島	(17) 343	(3) 10	24	1	1		1	1	28,056	6,856	25×17	1,717	武道場 663 ㎡
長 島 悠分校	(11) 7	(2) 7		1	1				[390]	[448]			
計	(154) 3652	(29) 107	256	10	11	1	2	9	[390] 218,459	[448] 52,526		11,652	1,289

※ () は特別支援学級で外数・[]内は分校の面積で外数（小・中学校共有で共有面積を含む）

※ 令和 6 年 4 月 1 日現在

ウ 市立幼稚園

区分 名称	園児 数	学級 数	教 員 数						園 舎 延 面 積 ㎡	園地面積 ㎡	プール m×m
			園長	園長 補佐	副園 長	主任	教諭	養護 助教諭			
陽 和	(12) 12	(1) 1	1		1	2	1		S276	小学校に併設のため 特に区別なし	
光 風	(0) 6	(0) 1	1		1	1	1		S330		
成 徳 南	(0) 10	(0) 1	1			1	1		W53 S371		
明 正	(14) 22	(1) 1	1			2	1	1	W11 S347		
正 和 北	休園中								S404		
正 和 南	休園中								S428		
成 徳 北	休園中								W26 S511		
光 陵	(13) 36	(1) 2	1			2	1	1	S640		
陵 成	(11) 20	(1) 1	1			2	1		S463		
多 度	休園中								S979	5,120	5×5
長 島	(12) 10	(1) 1	1			1	2	1	W9 S636	3,975	設置式
計	(62) 116	(5) 8	7		2	11	8	2	W99 S5,385	9,095	—

※ () は4歳児で外数

※ w 木造、s 鉄骨造

※ 令和5年4月1日現在

(5) 中学校卒業者の進路状況

単位：人、%

卒業者	進学者	海外・就職・その他	進学率
1,217	1,210	7	99.42%

(6) 学校保健

ア 目標

- ① 学校保健安全計画の立案と指導に努める。
- ② 保健安全に関する教育と管理を計画的に実施し、健康の保持増進に努める。
- ③ 学校・家庭・社会が一体となって保健安全教育を推進する。

イ 推進方策

各団体と協力、連絡調整をしつつ、学校保健・安全活動を計画的・組織的・総合的に行う。

ウ 各専門部門の推進内容

① 保健主事

(ア) 下記の事項について具体的に学校保健安全計画の立案を行い、その実施の管理にあたる。

- ・ 学校環境衛生検査および学校環境衛生の維持、改善。
- ・ 児童生徒の健康診断とその結果に基づく事後措置。
- ・ 健康相談。
- ・ 学校における感染症、食中毒の予防措置。
- ・ 疾病異常者に対する保健指導。

- ・ 学校安全。
- ・ 学校保健に関する行事など。
- (イ) 学校における保健管理と保健教育との関係の調整。
- (ウ) 現職教育の推進。
- (エ) 児童生徒保健委員会の組織運営および指導。
- (オ) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、地域社会団体と連携。
- ② 養護教諭
 - (ア) 学校保健安全計画の立案に協力。
 - (イ) 環境衛生の維持および改善。
 - (ウ) 児童生徒の健康診断の実施。
 - (エ) 健康観察と保健指導。
 - (オ) 保健教育に必要な資料、記録の整備。
 - (カ) 保健室の管理。
 - (キ) 救急処置。
 - (ク) 保健委員会の運営に協力。
 - (ケ) 感染症、食中毒の予防措置。
 - (コ) 学校災害共済給付事務。
- ③ 学校医
 - (ア) 健康診断、健康相談の実施。
 - (イ) 学校保健安全計画の策定に参画し、専門的な指導助言。
 - (ウ) 専門部会（眼科・耳鼻科）との調整。
- ④ 学校歯科医
 - (ア) 歯の検査、う歯、その他歯疾病の予防処置。
 - (イ) 学校保健安全計画の策定に参画し、専門的な指導助言。
- ⑤ 学校薬剤師
 - (ア) 環境衛生検査。
 - (イ) 学校保健安全計画の策定に参画し、専門的な指導助言。

エ 各種検診状況

種 別	実 施 月	対 象
定 期 健 康 診 断	4 月～6 月	幼稚園、小学校、中学校
結 核 精 密 検 査	4 月～3 月	小学校・中学校の一部
歯 科 検 診	4 月～6 月	幼稚園、小学校、中学校
眼 科 検 診	4 月～6 月	小学校 1 年・4 年、中学校 1 年
耳 鼻 科 検 診	4 月～6 月	小学校 1 年・3 年・5 年、中学校 1 年
検 尿	4 月～6 月	幼稚園、小学校、中学校
心臓検診(心電図)	4 月～6 月	小学校 1 年・4 年、中学校 1 年
就学時健康診断	10 月～11 月	就学児童

(7) 学校給食

ア 目標

- ① 学校給食の充実を図る。
- ② 給食指導を充実する。
- ③ 学校給食の運営の円滑化を図る。

イ 推進方策

各学校と連携を図り、安全安心な給食を実施できるよう計画的に推進する。

ウ 各専門部門の推進内容

栄養教諭・学校栄養職員（⑦～⑩は栄養教諭のみ）

- ① 学校給食における年間指導計画の立案と実施。
- ② 献立の立案と食材の検討。
- ③ 給食に関する衛生指導。
- ④ 給食施設、設備の改善等の助言。
- ⑤ 児童生徒、保護者に対しての栄養指導。
- ⑥ 調理員に対する調理・衛生指導。
- ⑦ 食教育に必要な資料の作成。
- ⑧ 児童生徒への個別的な食に関する相談指導。
- ⑨ 児童生徒への教科や特別活動における食育指導。
- ⑩ 食に関する指導の連携・調整。

エ 給食実施状況

- ① 桑名地区幼稚園・小学校・・・自校単独方式(炊飯業務外部委託)
※ 大成小、城南小、藤が丘小、益世小、久米小、大山田東小、大山田南小、星見ヶ丘小、大山田北小、大山田西小、在良小、七和小、桑部小、深谷小、修徳小、大和小、精義小、立教小、城東小は、調理等業務民間委託。
- ② 桑名地区中学校・・・デリバリー方式による弁当併用選択方式
- ③ 多度地区・・・センター方式(調理等業務民間委託)
※ 多度学校給食センター（桑名市多度町多度 738 番地 1）
- ④ 長島地区・・・センター方式
※ 長島学校給食センター（桑名市長島町源部外面 144 番地 2）

オ 月額給食費

単位：円

	桑名地区	多度地区	長島地区
幼稚園	4,950 (4,350)	4,950 (4,350)	4,750 (4,150)
小学校低学年	5,250 (4,350)	5,250 (4,350)	5,050 (4,150)
小学校高学年	5,400 (4,500)	5,400 (4,500)	5,200 (4,300)
中学校	(1食) 330 (280)	5,750 (4,850)	5,550 (4,650)

() 内は、保護者負担額。

カ 給食実施日(小、中学校)

小学校は入学式とその翌日、卒業式、修了式を除く授業日は原則実施（年間最大実施回数 194 回）
（中学校は入学式の翌日は給食実施）

(8) 教育研究所

ア 設立趣旨

桑名市教育研究所は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、桑名市の教育に関する基礎的な研究調査を行うため、昭和46年9月1日に設置されたものである。

(所在地 桑名市中央町二丁目37番地)

イ 運営の基本方針

教育研究所設置の趣旨に基づき、新時代の教育に適応しつつ、本市の教育発展に寄与するため、次の7点に重点をおいて事業を推進する。なお、諸事業の達成に当たっては、奉仕的意識を全うするように努める。

- ① 本市の当面する教育諸問題の解明を図るため、教育現場に役立つ研究調査を行う。
- ② 教職員としての専門的知識・技能を高め、資質の向上を図るための研修を行う。
- ③ 幼児・児童・生徒の家庭教育などの問題について、市民を対象に教育相談を行う。
- ④ 資料・図書を収集整備し、資料提供を行う。
- ⑤ 教育研究所における諸活動について、広報活動を行う。
- ⑥ 不登校児童・生徒の望ましい支援について研究し、教育支援センターにおいて自主・自立の力をつける支援を行う。
- ⑦ その他、教育委員会が必要と認めることを行う。

(9) 多度地区小中一貫校整備事業

子どもたちを取り巻く社会の変化や子どもたち自身の変容を踏まえ、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある効果的かつ魅力的な教育環境づくりのため、令和2年度から全市的に小中一貫教育を推進している。

そこで現在、多度地区において、令和8年4月開校を目指して施設一体型小中一貫校の整備を進めている。

3 人 権 教 育

(1) 人権教育の目的（桑名市人権教育基本方針から）

すべての子どもが豊かな未来を拓くことのできる力を身につけること、そして、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消し、すべての人々がお互いに尊重し合える社会を実現すること。

(2) 人権教育を基盤とした学校づくり

ア 学校人権教育の推進について

人権教育推進のための園・学校要請訪問指導
桑名市学校人権教育研究推進事業
児童生徒の人権に関する意識調査
各種研修会（管理職、人権教育担当者、初任者 等）
人権教育研修講座
指導資料の作成および配付 等

イ 外国人児童生徒教育の推進について

体制整備の実践研究
初期日本語指導教室「なかま」の運営
進路ガイダンス、交流会、学習会等の運営
通訳・翻訳等外国人児童生徒教育に関する派遣、資料提供
教職員の専門性の向上 等

ウ 特別支援教育の推進について

体制整備の実践研究
通級指導教室の運営
巡回相談の実施
就学支援事業の運営
関係諸機関との連携体制の整備
園・学校看護師の派遣
教職員の専門性の向上 等

エ キャリア教育の推進について

「キャリアノート」の活用 等

(3) 人権文化を実現する地域づくり

人権教育地域づくり事業
人権フェスタ in くわな
人権に関する作文・ポスター・標語の募集および作品集「なかま」の配付
人権を考える意見発表会
視聴覚教材の貸出
啓発・研修のための園・学校等訪問 等

(4) 教育集会所

桑名市深谷教育集会所は1977年（昭和52年）に開所され、5年後の1982年（昭和57年）に桑名市深谷桑栄教育集会所が、1984年（昭和59年）に桑名市深谷沢北教育集会所が開所された。地域の方々が最寄りの教育集会所の講座等に参加できる体制が整えられ、各教育集会所での事業が実施されてきた。

その後、桑名市深谷教育集会所は築20年以上経過し老朽化が進行したことなどから、新築移転し2001年（平成13年）4月に開所した。なお、桑名市深谷教育集会所が充実した施設として移築されたことにより、2005年（平成17年）3月31日に桑名市沢北教育集会所を閉所し、桑名市深谷教育集会所に統合した。

桑名市長島教育集会所は1982年（昭和57年）8月1日に開所され、地域の方々が教育集会所の講座に参加できる体制が整えられた。

ア 施設

名 称	所 在 地	開所年月日	施 設 内 容
桑名市深谷教育集会所	桑名市大字下深谷部4929番地2	昭和52年4月1日 平成13年4月1日	学習室、図書室、創作室、調理室、和室、相談室、事務室、多目的室
桑名市深谷桑栄教育集会所	桑名市大字上深谷部367番地55	昭和57年4月1日	学習室、図書室、和室、相談室、事務室
桑名市長島教育集会所	桑名市長島町十日外面153番地	昭和57年8月1日	学習室（兼図書室）、事務室、和室

イ 目標

人権教育を推進し、人権尊重の意識向上に努めるため、教育集会所を拠点として、市民の教育活動への参加をうながし、差別解消への意欲と行動力を高めるとともに、人権文化の構築を図る。

ウ 行事予定

	行 事 内 容
4月	運営委員委嘱、諸講座開始、新入生入学お祝い会
5月	第1回運営委員会、スマイル防災キャンプ、スマイルじんけん講座①
6月	人権文化構築事業、スマイル人権パネル展
7月	人権文化構築事業、スマイルじんけん講座②
8月	小学生教室体験学習、小学生教室社会見学、中学生教室社会見学、人権文化構築事業
9月	人権文化構築事業、スマイルじんけん講座③
10月	地域交流スマイルフェスタ、深谷地区文化祭
11月	人権文化構築事業、スマイルじんけん講座④
12月	
1月	スマイルじんけん講座⑤
2月	第2回運営委員会、スマイル人権パネル展
3月	紀要発行、小学生教室発表会、諸講座閉講式、スマイルじんけん講座⑥

エ 事業実績(令和5年度)

単位：回、時間、人

	深谷教育集会所			深谷桑栄教育集会所		
	回数	単位時間	延人数	回数	単位時間	延人数
小学生教室	332	月～金：2 土：2.5・3	6,768	340	月～金：2 土：2.5・3	1,515
中学生教室	124	週1回：2	555	124	週1回：2	88
高校生教室	41	週1回：2	194	43	週1回：2	102
人権・同和教育学習講座	10	月1回：2	94	—	—	—
識字教室	30	週1回：2	107	—	—	—
人権文化構築事業	7	通年：2	202	—	—	—
合 計	544	—	7,920	507	—	1,705

※ 中学生教室（中学1年生教室、中学2年生教室、中学3年生教室）

※ 人権文化構築事業（福祉体験講座、多文化共生講座）

単位：回、時間、人

	長島教育集会所		
	回数	単位時間	延人数
小学生教室	81	週2回：2	1,440
スマイル体験教室	18	週1回：1	293
中学生教室	46	週1回：1.5	191
英会話教室	35	週1回：1	911
ピアノ音楽教室	18	隔週：0.1	340
一般教養講座	35	通年：1～2	377
スマイル人権講演会	4	通年：1.5	67
スマイル人権パネル展	2	開所時間中	450
合 計	239	—	4,069

※ 一般教養講座（創作、パソコン教室）

※ 啓発事業（スマイル人権講演会、スマイル人権パネル展）

4 社会福祉

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しているもので、任期は3年です。(現委員の任期は令和4年12月1日から令和7年11月30日まで)

令和6年3月末現在、民生委員・児童委員が219人(定数233人)、主任児童委員が24人(定数24人)、合計243人が活動している。

ア 民生委員・児童委員

単位：人

地区	担当地区	人数
陽光	日進、立教	19
精修	精義、修徳	12
陽和	城東、城南	16
益世	益世	17
大成	大成	16
成徳	大和、深谷	17
明正	在良、桑部	22
正和	七和、久米	19
大山田東	新西方、筒尾、松ノ木、藤が丘	21
大山田西	大山田、野田、星見ヶ丘	20
多度	多度町	20
長島	長島町	20
合 計		219

イ 主任児童委員

単位：人

地 区	担当地区	人数
陽光	日進、立教	2
精修	精義、修徳	2
陽和	城南、城東	2
益世	益世	1
大成	大成	1
成徳	大和、深谷	2
明正	在良、桑部	2
正和	七和、久米	2
大山田東	筒尾、松ノ木、藤が丘、新西方	3
大山田西	大山田、野田、星見ヶ丘	3
多度	多度町	2
長島	長島町	2
合 計		24

(2) 福祉総合相談

福祉なんでも相談センター（桑名地区、多度地区、長島地区）において、介護、障害、子育てなど、複雑化する福祉分野の相談に包括的に対応する窓口を開設している。

相談内容を解決するために必要なサービスや手続等を利用者に紹介し、必要に応じて関係部署や外部機関につないでいる。

ア 年間延べ相談人数（令和５年度）

11,844 人

イ 内容別年間延べ相談人数（令和５年度）

単位：人

相談種別	人数
介護等に関する事	8,555
生活支援に関する事	2,455
子どもに関する事	26
障害に関する事	1,943
保健に関する事	7,165
その他	1,382
合 計	21,526

※ 複合的な相談の場合は重複して計上しているため、合計はアの人数とは一致しない。

(3) 生活保護

生活支援室の１６名が民生委員などの協力を得て、生活保護事務を取り扱っている。保護動向は前年より減少している状況である。

ア 生活保護状況(令和５年度)

人 口	被 保 護		保 護 費	保 護 率
	世帯	人員		
138,679 人	665 世帯	822 人	1,466,643,485 円	5.9‰

イ 保護実施状況(令和５年度)

区 分	世帯数	人 員	扶助額
生活扶助	7,053 世帯	8,882 人	396,527,320 円
住宅扶助	6,448 世帯	8,159 人	188,054,525 円
教育扶助	333 世帯	516 人	4,262,773 円
出産扶助	1 世帯	1 人	492,680 円
生業扶助	235 世帯	290 人	3,713,889 円
葬祭扶助	24 世帯	24 人	3,959,260 円
就労自立給付金	3 世帯	3 人	70,506 円
進学準備給付金	1 世帯	1 人	100,000 円
医療扶助	7,704 世帯	9,445 人	794,795,970 円
介護扶助	2,154 世帯	2,206 人	63,675,679 円

※ 数値は令和６年３月末現在

(4) 生活困窮者自立支援

生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、就労準備支援などの包括的な支援を行っている。

ア 年間延べ相談人数（令和５年度）

2,811 人

(5) 福祉医療費助成制度の状況(令和５年度)

単位：件、円

	種 別	件 数	支給額
障 害 者	身体障害者医療費助成(１級～４級)	36,867	181,639,141
	知的障害者医療費助成(IQ50以下)	10,085	33,587,844
	精神障害者医療費助成(１級・２級)	30,104	116,253,245
	65才以上重度障害者医療費助成	70,772	197,805,708
子 ど も	子ども医療費助成(０歳から高校生)	278,437	578,058,972
一人親家庭等	医療費助成(18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭の母又は父及び児童)	25,463	60,657,198

(6) 後期高齢者医療制度の状況

ア 被保険者数

21,159 人（令和６年３月３１日現在）

イ 後期高齢者医療支給状況(令和５年度)

単位：件、円

支給区分		年間		月平均		１件当たり
		件数	金額	件数	金額	金額
現物	療養給付費	632,980	1,602,984,001	52,748	1,335,248,667	25,314
	高額療養費	25,951	852,201,542	2,163	71,016,795	32,839
	療養費 (柔整)	7,737	57,488,813	645	4,790,734	7,430
	合 計	666,668	16,932,674,356	55,556	1,411,056,196	65,583
現金	高額療養費	41,747	197,133,003	3,479	16,427,750	4,722
	療養費 (針灸等)	3,313	76,150,474	276	6,345,873	22,985
	合 計	45,060	273,283,477	3,755	22,773,623	27,707
葬 祭 費		1,248	62,400,000	104	5,200,000	50,000

(7) 知的障害者福祉

療育手帳の交付状況は、令和6年3月末現在1,221人（うち18才未満378人）であり、福祉の向上を図るため福祉手当の給付を実施している。

ア 療育手帳交付状況

単位：人

程度	最重度（A 1）		重度（A 2）		中度（B 1）		軽度（B 2）		合計		
年齢区分	18才未満	18才以上	18才未満	18才以上	18才未満	18才以上	18才未満	18才以上	18才未満	18才以上	計
男	23	91	49	129	64	192	135	105	271	517	788
女	12	58	13	82	30	125	52	61	107	326	433
合計	35	149	62	211	94	317	187	166	378	843	1221

イ 福祉手当支給状況

単位：人、円

種 別	人 数	支給額
市福祉手当A最重度・重度 B中度（月額 2,000円）	680	16,158,800
市福祉手当B軽度（月額 700円）	277	2,278,100

(8) 精神障害者福祉

平成14年度より精神障害者居宅生活支援、自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳受付業務、相談事業を実施している。また、福祉ニーズに応えるため福祉手当の給付を実施している。

ア 自立支援医療費支給認定及び精神保健福祉手帳の申請

単位：人

申請内容	申請数
自立支援医療費支給認定(変更等含む)	4,280
精神障害者保健福祉手帳(変更等含む)	1,105

※ 令和5年4月1日～令和6年3月31日

イ 自立支援医療費支給認定及び精神障害者保健福祉手帳交付状況

単位：人

交付内容	交付数
自立支援医療費支給認定	2,796
精神障害者保健福祉手帳	1,671(1級 181, 2級 1,097 3級 393)

※ 令和6年3月末現在

ウ 福祉手当支給状況

単位：人、円

種 別	人 数	支給額
市福祉手当1級・2級（月額 2,000円）	1,144	26,997,900
市福祉手当3級（月額 700円）	360	2,837,100

エ 精神保健相談

単位：件

来所相談	電話相談	家庭訪問(実人数)	合 計
323	705	123 (94)	1151

(9) 障害者タクシー料金及び自動車燃料費助成利用状況

重度障害者の社会参加又は医療機関への通院等のため、タクシー乗車券の交付、自動車燃料費の助成を実施し、経済的負担の軽減と社会活動の促進を図っている。

単位：人

助成内容別	助成数
タクシー乗車券交付者数	461
自動車燃料費受給者数	1,017

(10) 高齢福祉

急速に進む高齢社会に即し、保健・医療・介護の関係者と連携をとりながら、住み慣れた地域の中で生きがいを持って生活できるように高齢者福祉サービスを提供するとともに、介護が必要となるおそれがある高齢者が要介護状態にならないように介護予防を推進している。

在宅福祉サービス面では、I o Tを活用した一人暮らしの高齢者の見守りを行う「くわな見守りサポート」などにより、高齢者の安全の確保及び精神的な不安の解消を図ることに努めている。また、地域共生社会に向けた見守り協力事業等の協定を締結している民間事業者の協力を得ながら、高齢者の見守りを行っている。

施設福祉サービス面では、入所者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導・援助を行うことを目的とした養護老人ホーム「シルバーサポートらいむの丘ハウス」を桑名市社会福祉協議会が運営している。

その他の施策として、高齢者相互の支援と、友愛活動、世代間交流や環境美化活動などの社会活動を推進する老人クラブや、高齢者の持つ能力を生かした活力ある地域づくりのために、シルバー人材センターが行う高年齢者労働能力活用事業に対して活動補助を行っている。高齢者が仲間づくりを通して生きがいづくりや健康づくりを行い、知識や経験を地域社会に役立たせる機会を増やすほか、家に閉じこもりがちな高齢者の外出の機会を増やし、社会参加活動を支援している。

ア 高齢者人口

人口	うち 65 歳以上人口	高 齢 化 率
138,679 人	38,098 人	27.47%

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在

イ 各種助成事業

緊急通報装置設置事業	利用者数	40 人
一人暮らし高齢者等見守り機器設置事業	利用者数	15 人

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在

ウ 見守り協定締結事業所

127 事業所

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在

エ 養護老人ホーム「シルバーサポートらいむの丘ハウス」の現況

所在地	許可年月日	定員	現員	職員数	建築面積
桑名市大字星川 2239 番地 1	S31. 11. 1 (令和 4 年 4 月移 転)	50 人	48 人	11 人	2016. 93 m ²

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在

オ 老人クラブの現況

クラブ数	会員総数
137 クラブ	7,172 人

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在

(11) 市民館

ア 運営概要

深谷地区を中心とした地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センター（コミュニティセンター）として、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する総合的な事業及び国民的課題としての人権・同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決を目的として事業を展開している。

イ 施設概要

	深谷市民館	深谷桑栄市民館
所 在 地	桑名市大字下深谷部 5074 番地 2	桑名市大字上深谷部 415 番地
電 話	0594-29-1242	0594-29-3121
敷 地 面 積	1,754.12 m ²	954.47 m ²
建物延面積	500.80 m ²	346.13 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート陸屋根 2 階建
完成年月日	平成 2 年 3 月 15 日	昭和 56 年 7 月 9 日
開設年月日	平成 2 年 4 月 1 日	昭和 56 年 8 月 1 日
旧施設開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日	—

ウ 事業実績

① 相談件数

単位：件

	深谷市民館	深谷桑栄市民館
生活相談	70	86
健康相談	212	50
教育相談	0	0
育児相談	0	0
合計	282	136

② 教養文化事業の開催

深谷市民館		深谷桑栄市民館	
生花教室	年 35 回	手芸教室	年 46 回
料理教室	年 11 回	料理教室	年 9 回
パソコン教室	年 20 回	和菓子作り教室	年 1 回
男性料理教室	年 3 回	ケーキ作り教室	年 1 回

③ 啓発及び広報活動事業

- ・ 人権・同和問題講演会を年 2 回開催している。
- ・ 市民館だよりを月 1 回発行し、深谷地区の全世帯住民及び行政機関に配布している。
- ・ 深谷地区文化祭を実施している。

エ 令和 5 年度市民館使用状況

単位：件

	深谷市民館	深谷桑栄市民館
大 会 議 室	83	13
会 議 室	51	
会議室（日本間）	3	100
保 健 衛 生 室	1	
図 書 室	6	18
相 談 室	0	2
生 活 改 善 室	50	13
合 計	194	146

5 介護保険

(1) 65歳以上の人口

単位：人、％

	男 性	女 性	合 計
65歳以上の人口	16,937	21,161	38,098
(参考) 総人口	68,704	69,975	138,679
高齢化率(総人口に占める 65 歳以上の人口)	24.65	30.24	27.47

※ 令和6年3月31日現在

(2) 第1号被保険者数の推移

単位：人

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
37,916	37,934	37,931	37,979	38,010	38,018	38,017	38,016	38,027	38,043	38,064	38,075

(3) 要介護認定状況

ア 要介護認定申請件数(木曽岬町含む)

単位：件

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
483	531	496	489	467	501	617	278	498	528	469	436	5,793

イ 「桑名介護認定審査会」審査・判定件数(木曽岬町含む)

単位：件

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
511	448	453	445	548	407	450	502	433	345	546	473	5,561

ウ 要介護認定者数の推移(桑名市のみ)

単位：件

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,687	5,659	5,694	5,698	5,746	5,755	5,766	5,799	5,806	5,729	5,758	5,772

(4) 介護サービス受給者数の推移

単位：人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
居 宅	3,308	3,392	3,362	3,395	3,350	3,361	3,404	3,412	3,440	3,438	3,432	3,396
地域密着	1,095	1,136	1,135	1,137	1,124	1,129	1,116	1,118	1,165	1,072	1,130	1,135
施 設	866	880	868	871	874	881	866	867	864	856	851	806
合 計	5,269	5,408	5,365	5,403	5,348	5,371	5,386	5,397	5,469	5,366	5,413	5,337

(5) 第1号被保険者介護保険料（令和6年度）

単位：円

段階	所得階層	負担割合	保険料
第1段階	生活保護を受給している方 又は 世帯全員が市民税非課税の方で、老齢福祉年金を受給している方	基準額× 0.285	19,497
	世帯全員が市民税非課税の方で、基準所得金額 ^(※1) が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方のうち、第1段階に該当しない方で、基準所得金額 ^(※1) が120万円以下の方	基準額× 0.485	33,179
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方のうち、第1、2段階に該当しない方で、基準所得金額 ^(※1) が120万円超の方	基準額× 0.685	46,861
第4段階	世帯内に市民税課税の方がいて、本人が市民税非課税の方で、基準所得金額 ^(※1) が80万円以下の方	基準額×0.9	61,569
第5段階	世帯内に市民税課税の方がいて、本人が市民税非課税の方で、基準所得金額 ^(※1) が80万円超の方	基準額	68,410
第6段階	本人が市民税課税の方で、基準所得金額 ^(※2) が120万円未満の方	基準額×1.2	82,092
第7段階	本人が市民税課税の方で、基準所得金額 ^(※2) が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	88,933
第8段階	本人が市民税課税の方で、基準所得金額 ^(※2) が210万円以上265万円未満の方	基準額×1.4	95,774
第9段階	本人が市民税課税の方で、基準所得金額 ^(※2) が265万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	102,615
第10段階	本人が市民税課税の方で、基準所得金額 ^(※2) が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.6	109,456
第11段階	本人が市民税課税の方で、基準所得金額 ^(※2) が420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.725	118,008
第12段階	本人が市民税課税の方で、基準所得金額 ^(※2) が520万円以上620万円未満の方	基準額× 1.85	126,559
第13段階	本人が市民税課税の方で、基準所得金額 ^(※2) が620万円以上720万円未満の方	基準額× 1.975	135,110
第14段階	本人が市民税課税の方で、基準所得金額 ^(※2) が720万円以上820万円未満の方	基準額×2.1	143,661
第15段階	本人が市民税課税の方で、基準所得金額 ^(※2) が820万円以上1,000万円未満の方	基準額× 2.25	153,923
第16段階	本人が市民税課税の方で、基準所得金額 ^(※2) が1,000万円以上の方	基準額×2.4	164,184

※1 公的年金等の収入金額＋〔合計所得金額－（長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額）〕
－公的年金等所得金額

※2 合計所得金額－（長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額）

(6) 介護サービス給付関係予算

単位：千円

区 分	令和6年度当初予算額
居宅介護等サービス給付費	3,671,332
地域密着型介護サービス給付費	2,286,414
施設介護サービス給付費	3,136,010
居宅介護等福祉用具購入費	8,650
居宅介護等住宅改修費	24,027
居宅介護等サービス計画給付費	484,385
介護予防サービス給付費	103,543
地域密着型介護予防サービス給付費	16,870
介護予防福祉用具購入費	3,044
介護予防住宅改修費	18,082
介護予防サービス計画給付費	26,660
高額介護サービス等給付費	247,085
高額医療合算介護サービス等給付費	40,430
特別給付費	21,928
特定入所者介護サービス等給付費	164,040
合 計	10,252,500

(7) 地域包括支援センター各種事業実績(令和5年度)

単位：名

総 合 相 談 支 援 業 務	相談実人数	9,025 名
地域介護予防活動 支 援 事 業	介護支援ボランティア登録者数	315 名
認 知 症 施 策 推 進 事 業	認知症初期集中支援チーム延べ訪問数	173 件
任 意 事 業	認知症サポーター養成講座受講者数	2,365 名

(8) 地域包括支援相談員訪問件数(令和5年度)

東部包括圏域	西部包括圏域	南部包括圏域	北部西包括圏域	北部東包括圏域
271 件	551 件	188 件	279 件	208 件

6 国民健康保険

(1) 国民健康保険

項 目 / 年 度				4 年度	5 年度
一 般 状 況	世 帯 数			15,245 世帯	14,712 世帯
	被 保 険 者 数			22,952 人	21,819 人
経 理 状 況	歳 入			13,627,799,000 円	13,216,979,000 円
	歳 出			13,267,799,000 円	13,216,979,000 円
	収 支 差 引 額			0 円	円
	一 般 会 計 繰 入 金			909,646,000 円	973,800,000 円
保 険 税 状 況	現年度 調定額	医 療 分		2,095,922,647 円	1,965,574,044 円
		後 期 高 齢 者 支 援 金 分		670,048,462 円	631,730,056 円
		介 護 納 付 金 分		178,678,391 円	169,139,800 円
	賦課率 及び 割 合	医療分	所 得 割	7.10 %	7.10 %
			均 等 割	38,800 円	38,800 円
			平 等 割	28,000 円	28,000 円
		後期高 齢者支 援金分	所 得 割	2.30 %	2.30 %
			均 等 割	12,800 円	12,800 円
			平 等 割	8,000 円	8,000 円
		介護納 付金分	所 得 割	1.60 %	1.60 %
			均 等 割	10,900 円	10,900 円
			平 等 割	5,800 円	5,800 円
給 付 状 況	療 養 給 付 費			7,134,002,912 円	7,558,022,231 円
	療 養 費			55,027,690 円	51,747,946 円
	高 額 医 療 費			1,129,031,176 円	1,123,111,574 円
	高額介護合算療養費			1,542,251 円	1,457,725 円
	移 送 費			74,849 円	0 円
	出 産 育 児 諸 費			18,814,860 円	20,743,324 円
	葬 祭 諸 費			7,900,000 円	7,050,000 円
	傷 病 手 当 金			1,545,812 円	20,400 円
	合 計			8,347,939,550 円	8,762,153,200 円

(2) 国民健康保険運営協議会

ア 委員数

15 人

イ 開催回数

年 2 回

ウ 委員定数

被保険者を代表する委員	4 人
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	4 人
公益を代表する委員	4 人
被用者保険等保険者を代表する委員	3 人

7 国民年金

(1) 制度の概要

ア 加入者

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入する。

① 第1号被保険者

農業、漁業、商業などの自営業の人とその家族。大学、短大、専門学校などの学生。
厚生年金の適用を受けていない事業所等に勤務する人とその配偶者等。

② 第2号被保険者

会社や役所、学校あるいは法人などに勤める人は、厚生年金や共済組合に加入するが、自動的に国民年金にも加入する。

③ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者。

イ 保険料の負担

① 第1号被保険者

国民年金の保険料を納める。

② 第2号被保険者

国民年金の保険料は、厚生年金保険や共済組合制度が負担するので個別に納める必要はない。

③ 第3号被保険者

国民年金の保険料は、扶養している人が加入する厚生年金保険や共済組合制度が負担するので、個別に納める必要はない。

④ 保険料の額

定額保険料	1カ月	16,980円
付加保険料	1カ月	400円

ウ 保険料の免除

① 法定免除

国民年金、厚生年金保険等から障害年金を受けている人や、生活保護法の生活扶助を受けている人は、届出をすることによりその状態にある間、免除される。

② 申請免除

生活扶助以外の扶助を受けている人、障害者や寡婦で年間所得が一定額以下の人、所得がないか、または失業や所得が少ない等の理由で保険料を納めるのが困難な方は申請により認められると当該年度の保険料の全額、3/4、半額または1/4が免除される。

③ 学生の納付特例

学生本人の所得が一定額以下の人は申請により、保険料の納付が猶予される。

④ 納付猶予

50歳未満の方（学生を除く）の所得が一定額以下の人は申請により、保険料の納付が猶予される。

⑤ 中国残留邦人等の特例

永住帰国した中国残留邦人等の人（明治44年4月2日以後生まれ）は、永住帰国した日から引き続いて1年以上日本国内に住所を有した場合、永住帰国前の期間を保険料免除期間とされる。

⑥ 保険料の追納

免除を受けた人は、その期間について当時の保険料の額に一定の率をかけた額を、10年前までさかのぼって保険料を納めることができる。ただし、分割して納める場合は過去10年以内の免除期間のうち古い順から納める。

エ 給付

① 老齢基礎年金

保険料納付及び、免除期間が10年以上の者に65歳から支給される。（支給の繰上げ、繰下げの制度がある）

816,000円（480ヵ月納付の場合）

69歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）813,696円

② 障害基礎年金

被保険者が障害となったときに支給される。この支給要件は、保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が初診日の前々月までに加入期間の2/3以上あること。または、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。

1級障害

68歳以下の方（昭和31年4月2日以降生まれ）1,020,000円

69歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）1,017,125円

2級障害

68歳以下の方（昭和31年4月2日以降生まれ）816,000円

69歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）813,700円

18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子又は、20歳未満の障害等級1級又は2級の障害のある子を扶養しているときは、2人目までの子については234,800円、3人目以降の子については78,300円が加算される。

③ 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在障害基礎年金の1級または2級の状態にある方に支給される。ただし、本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によっては支給が調整（停止）される。

1級 55,350円(月額)

2級 44,280円(月額)

④ 遺族基礎年金

被保険者が死亡したときに、その人と暮らしていた子のある妻、子のある夫、または子に支給される。この支給要件は、保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が死亡日の前日において、死亡する前々月までに加入期間の2/3以上ある人、または、死亡日の前日において、死亡する前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。または、老齢基礎年金の受給権者、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること。

子のある妻または子のある夫が受ける場合

68歳以下の方（昭和31年4月2日以降生まれ）816,000円+子の加算

69歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）813,700円+子の加算

18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子又は、20歳未満の障害等級1級または2級の状態にある子を扶養している死亡した人の妻または夫の遺族基礎年金額は、2

人目までの子については234,800円、3人目以降の子については78,300円が加算される。

子が受ける場合（次の金額を子の数で割った額が、一人あたりの額となります。）

816,000円＋（2人目以降の子の加算額）

死亡した人の子で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるか又は、20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子が、2人のとき234,800円を加算し、3人以上のときは、2人のときの額に1人につき78,300円加算される。

(2) 拠出年金被保険者数

単位：人

第1号被保険者
12,648

※ 令和6年3月末現在

(3) 拠出年金事務取扱件数

単位：件

区分		件数	区分		件数
資格取得	強制	2,102	その他申請	基礎年金番号通知書再交付	56
	任意	92		種別変更	362
資格喪失	届	31		その他	412
	申出	2	給付関係	老齢基礎年金	2
保険料	申請免除	1,175		障害基礎年金	78
	法定免除	68		死亡一時金	1
	学生納付特例	266		死亡未支給	0
	口座振替	187		証書再交付	35
	クレジットカード納付	86	取扱件数合計		4,972

※ 令和6年3月末現在

8 健康推進

(1) 成人・老人保健事業(その他検診)

各種検診、健康診査を実施し病気の早期発見、早期治療の支援をすると共に、市民の皆さんが行政と共に主体的に健康づくりに取り組めることを目標に事業の展開を実施。

※令和5年度

	事業名	実施結果
1	健康教育	桑名すこやか体操等 243回 4,424人
		随時健康教育 296回 5,629人
2	健康相談	随時健康相談 537人
3	集団健(検)診	胃がん検診 26回 1,027人
		子宮がん検診 12回 805人
		乳がん検診(マンモ・エコー) 34回 2,100人
		肺がん検診 26回 3,711人
		大腸がん検診 4回 663人
	個別健(検)診	子宮がん検診 6,392人
		大腸がん検診 9,691人
		がん検診推進事業 子宮頸がん 55人 乳がん 135人
		健康増進法健診 86人
		人間ドック 554人
4	訪問指導	124人
5	結核検診	3,611人

(2) その他

※令和5年度

事業名	実施結果
健康マイレージ	578人
こころの健康づくり事業	ゲートキーパー養成講座 5回 179人
健康推進員活動事業	健康づくり事業 657回
食生活改善推進事業	118回
栄養教室	6回 115人
献血	211人

(3) 予防接種実施状況

予防接種法による予防接種実施状況

※令和 5 年度 単位：人

種 別	対 象	実施人員
高齢者インフルエンザ	65 歳以上（60 歳～65 歳未満の身体障害者 1 級程度の方を含む）	20, 392
高齢者用肺炎球菌ワクチン	65・70・75・80・85・90・95・100 歳 （60 歳～65 歳未満の身体障害者 1 級程度の方を含む）	1, 335
新型コロナワクチン	生後 6 ヶ月以上（令和 5 年度末の総実績）	1 回目接種 115, 579 2 回目接種 114, 679 3 回目接種 95, 499 4 回目接種 61, 942 5 回目接種 38, 760 6 回目接種 23, 256 7 回目接種 15, 828

任意による予防接種実施状況

※令和 5 年度 単位：回

種 別	対 象	実施回数
帯状疱疹ワクチン	50 歳以上の希望者	2, 601

(4) 応急診療所利用状況

※令和 5 年度 単位：人

診療日数		患者数	科目別内訳		住所地別内訳						二次病院等への紹介件数
			小児科	内科	市内	木曽岬町	東員町	いなべ市	その他		
									県内	県外	
土曜日	50	424	217	207	286	8	22	41	55	12	27
日曜祝日	71	2,878	1,054	1,824	2,120	36	197	105	325	95	536
合 計	121	3,302	1,271	2,031	2,406	44	219	146	380	107	563

9 子ども・子育て支援

(1) 児童福祉

子どもの健やかな成長を願って、保育所等にて乳幼児の育成に努力している。

昭和59年に深谷児童センター、昭和60年には深谷北児童センターを設置し、地域児童に健全な遊び場を提供し、体力増進を図るとともに恵まれた環境の中で地域児童の健全育成を目的としている。

また、平成8年に桑名市地域子育て支援センター、平成16年に子育て憩いの広場、平成18年に長島地域子育て支援センター、平成23年に子ども・子育て応援センター「キラキラ」、平成25年に子ども・子育て応援センター「ぽかぽか」、令和3年度に子ども総合センターと、センター内に子ども発達・小児在宅支援室を設置し、子育て家庭に対する育児不安・虐待・DV等についての相談指導や、地域全体で子育てが出来るよう環境づくりを進めている。

ア 保育所(園)の状況(令和6年4月1日現在)

単位：人

区分	保育所(園)名	利用定員	現在員		
			利用調整	私的契約	合計
公立	厚生館保育所	100	86	0	86
	厚生館別館保育所	45	37	0	37
	深谷保育所	90	64	0	64
	桑陽保育所	190	160	0	160
	城東保育所	70	68	0	68
	深谷北保育所（休所中）	45	0	0	0
	多度保育所	120	77	0	77
	長島中部保育所	120	98	0	98
私立	あけぼの保育園	120	107	0	107
	光陽桑部保育園	80	77	0	77
	風の丘保育園	120	163	0	163
	七和保育園	100	108	0	108
	光陽久米保育園	80	78	0	78
	光陽希望ヶ丘保育園	80	74	0	74
	大山田東保育園	120	119	0	119
	光陽桑部第二保育園	80	78	0	78
	山崎乳児保育所	40	37	0	37
	らいむの丘保育園	90	95	0	95
	合計	1,690	1,526		1,526

イ 認定こども園の状況(令和6年4月1日現在)

単位：人

区分	認定こども園名	利用定員	現在員		
			利用調整	私的契約	合計
私立	安永保育園	115	128	0	128
	長寿認定こども園	135	104	0	104
	耕逸山 たどこども園	75	83	0	83
	ゆい保育園	125	119	0	119
	和泉保育園	135	128	0	128
	認定こども園くわな	132	113	0	113
	認定こども園くわな幼稚園	248	182	0	182
	大山田北保育園	135	124	0	124
	認定こども園養泉寺保育園	99	91	0	91
	認定こども園令のかぜ	135	103	0	103
合 計		1,334	1,175	0	1,175

※利用定員及び現在員には1号認定分を含む。

ウ 小規模保育事業所の状況(令和6年4月1日現在)

単位：人

区分	小規模保育事業所名	利用定員	現在員		
			利用調整	私的契約	合計
私立	くわな ひまわり保育園	19	14	0	14
	はな保育室 くわな駅前	19	17	0	17
合 計		38	31	0	31

エ 令和6年度桑名市特定保育施設等利用者負担額表

特定保育、特別利用保育、特定地域型保育及び特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担額

			利用者負担額（月額）			
階層区分	定義		3歳未満児		3歳以上児	
			保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
1	生活保護世帯等		0円	0円	0円	0円
2	前年度市市民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
3—1	市民税（9月以降は当該年度市市民税）の区分が次の区分に該当する世帯	市民税のうちひとり親世帯等以外	12,300円	12,100円	0円	0円
		ひとり親世帯等	6,150円	6,050円	0円	0円
3—2		市民税所得割課税額 48,600円未満	14,400円	14,200円	0円	0円
		ひとり親世帯等	7,200円	7,100円	0円	0円
4—1		市民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	20,500円	20,200円	0円	0円
		ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	0円	0円
4—2		市民税所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	23,400円	23,000円	0円	0円
		ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	0円	0円
4—3		市民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	26,100円	25,700円	0円	0円
5—1		市民税所得割課税額 97,000円以上 118,000円未満	31,700円	31,200円	0円	0円
5—2		市民税所得割課税額 118,000円以上 146,000円未満	35,300円	34,700円	0円	0円
5—3		市民税所得割課税額 146,000円以上 169,000円未満	37,500円	36,900円	0円	0円
6—1		市民税所得割課税額 169,000円以上 198,000円未満	42,700円	42,000円	0円	0円
6—2		市民税所得割課税額 198,000円以上 260,000円未満	44,500円	43,700円	0円	0円
6—3		市民税所得割課税額 260,000円以上 301,000円未満	46,400円	45,600円	0円	0円

7—1	市民税所得割課税額 301,000 円以上 338,000 円 未満	51,200 円	50,300 円	0 円	0 円
7—2	市民税所得割課税額 338,000 円以上 367,000 円 未満	52,800 円	51,900 円	0 円	0 円
7—3	市民税所得割課税額 367,000 円以上 397,000 円 未満	54,400 円	53,500 円	0 円	0 円
8—1	市民税所得割課税額 397,000 円以上 500,000 円 未満	56,200 円	55,200 円	0 円	0 円
8—2	市民税所得割課税額 500,000 円以上 600,000 円 未満	57,200 円	56,200 円	0 円	0 円
8—3	市民税所得割課税額 600,000 円以上	58,200 円	57,200 円	0 円	0 円

備考

- この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- この表において「保育短時間認定」とは、施行規則第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- この表における小学校就学前子どもの年齢計算については、子どものための保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しない。
- この表における「生活保護世帯等」とは次の世帯をいう。
 - 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯
 - 保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親である世帯
- この表における「ひとり親世帯等」とは次の世帯をいう。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の6に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養している者の世帯
 - 次に掲げる在宅障害児（者）の属する世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当

の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

7 階層区分3－1から階層区分4－2までに該当するひとり親世帯等の教育・保育給付認定保護者と生計を同一にする（同居に限らず、養育していると認められるものを含む）次の各号に該当する子どもが2人以上の場合の第3条及び第4条に規定する利用者負担額は、第2子以降にあっては、0円とする。

(1) 教育・保育給付認定保護者に監護される者

(2) 教育・保育給付認定保護者に監護されていた者

(3) 教育・保育給付認定保護者又はその配偶者の直系卑属（前2号を除く）

8 階層区分3－1から階層区分8－3までに該当する世帯の子どもが次の各号の施設の利用又は支援を受給する場合の第3条に規定する利用者負担額は、第2子にあっては、この表の利用者負担額に2分の1を乗じて得た額とし、第3子以降にあっては、0円とする。

(1) 幼稚園又は特別支援学校の幼稚部

(2) 保育所

(3) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設

(4) 認定こども園

(5) 特例保育

(6) 家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）

(7) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条3項に規定する医療型児童発達支援

オ 各施設の現況

① 深谷児童センター、深谷北児童センター

種 別 \ 施設名	深谷児童センター	深谷北児童センター
建 設 年 月 日	昭和 59 年 3 月 31 日	昭和 60 年 3 月 31 日
建 設 面 積	355.5 m ²	329.2 m ²
年間延利用人員	3,299 人	1,719 人
職 員	2 人	2 人

② 子育て支援センター、子育て憩いの広場、子ども・子育て応援センター

（令和6年3月31日現在）

種 別 \ 施設名	桑名市地域子育て支援センター 「にこにこ」	子育て憩いの広場
事 業 開 始 年 月 日	平成 29 年 12 月 16 日	平成 16 年 10 月 1 日
延 利 用 人 員 / 年	11,928 人	11,014 人
職 員	8 人	7 人

種 別 \ 施設名	長島地域子育て支援センター	子ども・子育て応援センター 「キラキラ」
事 業 開 始 年 月 日	平成 18 年 2 月 13 日	平成 23 年 4 月 26 日
延 利 用 人 員 / 年	4,933 人	15,125 人
職 員	3 人	7 人

種 別 \ 施設名	子ども・子育て応援センター 「ぽかぽか」
事業開始年月日	平成 25 年 8 月 10 日
延 利 用 人 員 / 年	23,816 人
職 員	8 人

カ 児童手当等支給状況

単位：人、円

種 別	受給者数	支給額
児童手当	9,495	1,971,790,000
児童扶養手当	702	352,615,600

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在

キ 子ども総合センター相談実施状況（令和 5 年度）

単位：件

問題別	相談件数
1 性格・習慣・育児しつけ	9
2 知能・言語・知的	288
3 発達障害	55
4 不登校	14
5 非行	0
6 虐待	243
7 家族関係・養護	402
8 心身障害	6
9 その他（保健相談含む）	49
合 計	1,066

ク 放課後児童クラブの設置状況

施 設 名	所 在 地	備 考
大山田学童保育所日の本クラブ	大山田六丁目 8	公設民営
学童保育所たんぽぽ学童クラブ	益生町 59	公設民営
児童クラブパンの木	新西方三丁目 187	民設民営
ひまわり学童クラブ	新屋敷 126	公設民営
七和学童クラブ	五反田 1608	民設民営
星見ヶ丘学童保育所太陽の子	星川 1814-2	公設民営
学童保育所ウイング	東方 327-3-102	民設民営
久米学童保育所げんき	島田 572	公設民営
児童クラブくわなっ子	新町 73	民設民営
長島中部学童保育所レインボー	長島町源部外面 337	公設民営
学童保育所どんぐり	長島町押付 527-3	民設民営
放課後サークルみえちゃん家	安永 1582	民設民営
大山田南学童保育所日の本クラブ	松ノ木六丁目 11-1	公設民営

多度学童保育所日の本クラブ	多度町小山 1901-4	民設民営
大山田東学童保育所じゃんぼ	筒尾八丁目 11-1	公設民営
学童保育所シルバーなかよし	吉之丸 13	民設民営
大山田東学童保育所じゃんぼⅡ	筒尾八丁目 11-1	公設民営
放課後児童クラブレインボー駅前	長島町西外面 1552-1	民設民営
大成学童保育所日の本クラブ	神成町一丁目 15	民設民営
大和学童保育所あおぞら	播磨 770	公設民営
在良学童保育所日の本クラブ	蓮花寺 129-2	公設民営
桑部学童保育所日の本クラブ	桑部 479-1	公設民営
多度第 2 学童保育所日の本クラブ	多度町小山 1901-27	民設民営
放課後児童クラブはなまる学童保育所	長島町横満蔵 572	民設民営
大成第 2 学童保育所日の本クラブ	北別所 1187-5	民設民営
学童保育所ほっぷ	長島町西川 423	公設民営
大山田西学童保育所日の本クラブ	野田二丁目 8	公設民営
大山田東学童保育所じゃんぼⅢ	筒尾八丁目 11-1	公設民営
学童ブルーバード	東方 327-3-203	民設民営
大山田南学童保育所日の本クラブ②	松ノ木六丁目 11-1	公設民営
学童保育所たんぽぽ学童クラブⅡ	益生町 59	公設民営
大成学童保育所日の本クラブ②	神成町一丁目 15	民設民営
七和学童クラブ第 2	五反田 1608	民設民営
大山田東学童保育所じゃんぼⅣ	筒尾八丁目 11-1	公設民営
大山田西学童保育所 日の本クラブ②	野田二丁目 8	公設民営
藤が丘学童保育所日の本クラブ	新西方二丁目 1	民設民営
学童保育所フローラ	末広町 35	民設民営
学童保育所たんぽぽ学童クラブⅢ	益生町 59	公設民営
在良学童保育所日の本クラブ②	蓮花寺 129-2	公設民営

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在

(2) 母子保健事業

妊娠から出産、乳幼児期を通じて、親子の健康の確保と主体的な健康づくりの支援をめざして事業を実施。

	事業名	主な実施内容	実施結果
1	母子健康手帳の交付	妊娠から出産育児の情報及び母子の健康記録手帳として提供。	886 件
2	妊婦一般健康診査	指定医療機関による健診の助成及び里帰り分娩を考慮し県外医療機関についても助成。	1～14 回 10,760 人 うち県外受診者 879 人
3	マタニティ広場	第 1 子妊娠中の妊婦を対象に子育て支援センターで交流や子育て支援センターの紹介、相談を実施。	4 回 25 人
4	多胎児ヘルパーサービス事業	妊娠 32 週から生後 3 歳までの多胎児を養育する世帯にヘルパーを派遣。	申請者 8 人 利用者 0 人
5	産婦健康診査	産婦の心と身体の状態の確認や相談のために産後 2 回の健診の助成を実施。	1、2 回 1,384 人 うち県外受診者 137 人
6	産後ケア	協力者がいない家庭等に対し、育児不安や負担を軽減するため訪問指導を実施。	訪問 40 人 105 回 通所 35 人 58 回
7	乳児一般健康診査	指定医療機関による健診の助成を実施。	4 か月児 865 人 10 か月児 828 人
8	すくすく離乳食教室	乳児の月齢に応じた離乳食の講義及び実習を実施。	18 回 370 人
9	1 歳 6 か月児健康診査	身体計測、内科、歯科、栄養育児相談などを実施し、発育、育児環境について支援。	19 回 911 人
10	3 歳児健康診査	身体計測、内科、歯科、聴力、視力、栄養育児相談など総合的な健診を実施し発育、育児環境について支援。	20 回 948 人
11	幼児歯科検診及びフッ素塗布	2 歳児から 3 歳児に実施。	956 人
12	すくすく相談	健診で経過観察の必要な児で保護者の希望により個別相談を実施。	54 日 215 人
13	育児相談	身体計測、栄養育児相談、保護者の交流の場を提供。	くわなメディアライブ 12 回 222 人 赤ちゃん広場 12 回 96 人
14	相談	電話相談	3,339 件
		来所相談	4,002 件
15	家庭訪問	主に生後 4 ヶ月までの乳児のいる家庭の保護者に対し訪問。主に新生児・乳児とその産婦に対する訪問指導。	1,816 件
		育児不安のある保護者、転入者、健診	148 件

		後の事後フォロー対象者への指導として実施。	
16	虐待予防事業	会議	12 回
17	歯科保健教室	乳歯と永久歯のむし歯予防教室	3 回 71 人

(3) 予防接種実施状況

予防接種法による予防接種実施状況（子ども）

単位：人

種 別	対 象	実施人員
B 型肝炎ワクチン	1 歳未満	2,564 人
ヒブワクチン	生後 2 か月から 5 歳未満	3,510 人
小児用肺炎球菌ワクチン		3,501 人
不活化ポリオ	3～90 か月未満	0 人
B C G	1 歳未満	847 人
四種混合（D P T－I P V）	3～90 か月未満	3,510 人
水痘	生後 12 か月～36 か月未満	1,669 人
二種混合（D T）	11～13 歳未満	1,175 人
麻しん・風しん混合（MR）	・ 12～24 か月未満	883 人
	・ 小学校就学前年度にあたるもの	1,074 人
日本脳炎	6～90 か月未満 9 歳～13 歳未満 ※平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれ、平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日生まれの者は特例措置あり	5,361 人
子宮頸がん予防ワクチン	中学 1 年から高校 1 年（キャッチアップ接種も含む） ※平成 25 年 6 月 14 日より積極的接種勧奨を差し控えていたが、令和 4 年 4 月から再開された	982 人

10 桑名市総合福祉会館

桑名市総合福祉会館は、福祉の増進を総合的かつ系統的に向上・充実させていくため、高齢者・障害者・勤労者の方々の福祉活動拠点として建設されたものである。

本施設は、高齢者・障害者の各種相談、健康の増進・訓練及び教養・趣味の向上、更には、勤労者の集いの場として利用していただき、大会議室においては、広く市民の方々に社会福祉活動、教養・文化的活動の場として有効活用していただき、社会福祉推進の「かなめの場」になることを目指している。

(1) 施設概要

所在地	桑名市常盤町 51 番地 1
竣工	昭和 56 年 3 月 10 日
運営開始	昭和 56 年 4 月 19 日
敷地面積	2,766.60 m ²
建築面積	2,794.14 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造 2 階建 一部 3 階建
事業費	701,278 千円
その他	1 階 身体障害者福祉センター、勤労者福祉センター 2 階 老人福祉センター

(2) 施設の利用

ア 利用資格者

- ① 市内に在住する 60 歳以上の者
- ② 市内に在住する身体障害者手帳又は療育手帳を有する者
- ③ 各種勤労者団体

イ 利用方法

- ① 個人で利用する場合、会館発行の利用証を窓口で提示し、利用の申込みをする。
- ② 5 人以上の団体で利用する場合、使用予定日の 30 日前から 3 日前まで会館窓口で利用申込みができる。
- ③ 大会議室を利用する場合、使用予定日の 12 ヶ月前から会館窓口で利用申込みができる。

ウ 使用料

大会議室以外は無料。(大会議室使用料は以下のとおり)

使用時間区分	大会議室使用料
9時00分～12時00分	3,760円 (7,520円)
12時30分～16時30分	5,010円 (10,020円)
17時00分～21時00分	7,530円 (15,060円)
9時00分～21時00分	15,070円 (30,140円)

※ ()内は利用資格者以外の利用料金。

※ 別途冷暖房利用料 1,560円/時間

エ 利用時間

午前9時～午後9時

※ 個人での利用は、午前9時から午後4時30分まで。

オ 休館日

毎週日曜日、年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）、国民の祝日（敬老の日を除く。）

(3) 事業内容

ア 老人福祉センター

- ① 生活及び健康相談
- ② 教養講座等の開催
- ③ 健康増進に関する事業
機能訓練（器具、マッサージ機）、音楽療法

イ 身体障害者福祉センター(在宅障害者デイサービス事業)

- ① 創作的活動
編物教室、絵手紙教室、絵画教室、書道教室、俳句教室、生け花教室、園芸教室、手芸教室、作品成果発表会、ちぎり絵教室
- ② 日常生活訓練
料理教室、移動デイサービス
- ③ 社会適応訓練
障害別生活講座、社会見学、特設教室
- ④ スポーツ・レクリエーション
カラオケ教室、カローリング教室、ピアノ教室、体操教室、卓球教室、サークル育成、みんなのつどい
- ⑤ その他
生活更生相談、運営委員会議、講師会議

ウ 勤労者福祉センター

各種勤労団体の会合や研修、講演会の場所提供に関すること。

11 桑名福祉センター

桑名福祉センターは、高齢社会の進行する中で、健康で生きがいのある福祉社会の実現を目指し、ぬくもりのある健やかなまちづくりを推進する福祉の拠点施設として建設したものであり、多目的ホール等を備え、広く市民の方々が福祉活動の場として気軽にご利用いただける施設となっている。

(1) 施設概要

所在地	桑名市大字額田 455 番地 3
竣工	平成 6 年 3 月 25 日
運営開始	平成 6 年 4 月 28 日
敷地面積	19,448.99 m ²
延床面積	2,065.33 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建
総事業費	942,247 千円
その他	多目的ホール、調理室、研修室、相談室兼介護用品展示室、身障デイルーム（レストルーム）、多機能室（カラオケルーム）、図書室、集会室、教養娯楽室

(2) 施設の利用

ア 利用資格者

- ① 市内に住所を有する 60 歳以上の者
- ② 市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する者
- ③ 市内に住所を有し、センターで行う事業に参加する者

イ 利用方法

- ① 個人で利用する場合、センター備付の所定用紙によりセンター窓口で申込みをする。
- ② 5 人以上の団体で利用する場合、使用予定日の 6 ヶ月前からセンター窓口で利用申込みができる。
- ③ 多目的ホールを利用する場合、使用予定日の 11 ヶ月前からセンター窓口で利用申込みができる。なお、老人・心身障害者の方は、12 ヶ月前からセンター窓口で利用申込みができる。17 時から 21 時まで利用する場合は、1 週間前までに申請が必要。

ウ 使用料

多目的ホール以外は無料。（多目的ホール使用料は以下のとおり）

使用時間区分	多目的ホール使用料
9時00分～12時00分	2,500円 (5,000円)
12時30分～16時30分	3,760円 (7,520円)
17時00分～21時00分	5,010円 (10,020円)
9時00分～21時00分	10,040円 (20,080円)

※ ()内は利用資格者以外の利用料金。

※ 別途冷暖房利用料 1,040円/時間

エ 利用時間

午前 9 時 ～ 午後 4 時 30 分

※ 多目的ホールの利用時間は、午前 9 時から午後 9 時まで。

オ 休館日

毎週日曜日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、国民の祝日（敬老の日を除く。）

(3) 事業内容

カラオケ、マッサージ機、ヘルストロン等の個人利用による健康づくり、仲間づくりの場としての利用の他、詩吟、日本舞踊、健康体操、生け花などのサークルによる文化活動にも利用されている。

また、多目的ホールは、地区社会福祉協議会の集い、団体の総会、サークル活動の発表会等、各種催しに活用されている。

12 桑名北部老人福祉センター

桑名北部老人福祉センターは、老人福祉法の「老人が、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、また、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいをもって健全で安らかな生活が保障されなければならない。」との基本理念に沿って設置されたものである。

具体的には、各種相談・講座・サークル等の実施、健康増進等の事業を展開することにより、老人の「生きがい」と「健康づくり」の場として利用していただくことを目的としている。

(1) 施設概要

所在地	桑名市大字下深谷部 4960 番地 10
竣工	昭和 62 年 3 月
運営開始	昭和 62 年 5 月 11 日
敷地面積	2,546.86 m ²
建築面積	507.50 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
総事業費	131,320 千円
その他	食堂兼休憩室、集会室、教養娯楽室、生活相談室、機能回復訓練室

(2) 施設の利用

ア 利用資格者

市内に在住する 60 歳以上の者

イ 利用方法

- ① 個人で利用する場合、センター窓口で申込みをする。
- ② 5 人以上の団体で利用する場合、利用日の 30 日前から 3 日前までに利用申込みをする。

ウ 使用料

無料

エ 利用時間

午前 9 時 ～ 午後 4 時 45 分

オ 休館日

毎週日曜日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）、国民の祝日（敬老の日を除く。）

(3) 事業内容

学習の場、仲間づくりの場、文化活動の場、健康づくりの場など、多種多様な「活動の場」を提供することにより、高齢者の心身の健康を維持するとともに、日常生活を豊かなものにするため、講座・サークル・その他、各種相談や音楽療法等の事業を実施している。

ア 講座

華道、茶道、パソコン①②③、書道硬筆、太極拳、桑名の千羽鶴に親しむ、健康ミュージック

イ サークル

カラオケ、絵手紙、手芸、書道、パソコン、太極拳、グランドゴルフ、練功

ウ 通所介護事業

介護認定を受けた方を対象にデイサービス事業を実施している。

エ 介護予防・日常生活支援総合事業（健康ケア教室）

練功、ヨガ、腰痛予防体操

オ その他

- ① スカイウエル、マッサージ機、上肢内外旋運動器、肩関節輪転運動器、手首掌背屈運動器、エアロバイク等健康器具の設置
- ② 介護相談・生活相談、マッサージ奉仕、音楽療法の開催
- ③ 囲碁、将棋、オセロゲームの設置
- ④ 地区内老人クラブ等による催し（和老会総会時カラオケ大会、敬老の日カラオケ大会等）
- ⑤ 深谷地区社協による催し（落語を楽しむつどい等）

13 多度すこやかセンター

多度すこやかセンターは、平成5年に保健・老人福祉・デイサービスセンターの拠点として建設された後、平成14年に身体障害者デイサービスセンター（現在は、「障害福祉サービスセンター」に名称変更）を増築し、その機能を追加したものである。

(1) 施設概要

所在地	桑名市多度町多度一丁目1番地1
竣工	平成5年3月15日（保健・老人福祉・デイサービスセンター）
運営開始	平成5年4月1日（保健・老人福祉・デイサービスセンター）
敷地面積	6,808.46 m ²
建築面積	1,908.79 m ² （延床面積 3,185.01 m ² ）
建築構造	鉄筋コンクリート造 2階建 一部3階建
総事業費	1,165,680 千円

(2) 施設の利用

ア 利用資格者

- ① 市内に在住する60歳以上の者
- ② 市内に在住し、保健衛生事業の対象となる者
- ③ 市内に在住し、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者並びにボランティア
- ④ すこやかセンターで行う事業に参加する者

イ 利用方法

- ① 個人で利用する場合、センター備付の所定用紙によりセンター窓口で申込みをする。
- ② 5人以上の団体で利用する場合、使用予定日の30日前から3日前までセンター窓口で利用申込みができる。

ウ 使用料

無料。

ただし、利用資格者以外で会議室を使用することを認められた場合は、以下の使用料を徴収する。

使用時間	使用料
9時00分～12時00分	1,510円
13時00分～16時30分	1,510円

エ 利用時間

施設名	月曜日～金曜日	土曜日
保健センター	8時30分～17時15分	
老人福祉センター	9時00分～16時30分	
デイサービスセンター	8時30分～17時15分	8時30分～17時15分

オ 休館日

毎週土・日曜日（ただし、デイサービスセンターは毎週日曜日）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、国民の祝日

上記デイサービス営業日以外に長期連休中の一部祝日及び年末（12月29日及び30日）に通

所介護サービスを提供することがある。

(3) 事業内容

ア 保健センター

保健衛生に関する事業

イ 老人福祉センター

- ① 生活相談及び健康相談に関すること
- ② 健康増進・生業及び就労の相談に関すること
- ③ 機能回復訓練に関すること
- ④ 教養講座等の開催に関すること
- ⑤ 老人クラブに対する援助等に関すること

ウ デイサービスセンター

デイサービスに関すること

14 長島福祉健康センター

長島福祉健康センターは、地域福祉事業の拠点として総合的機能を持ち、地域福祉交流や世代間交流の場として利用しうる温泉付複合施設であり、児童から高齢者、或いは障害者や保健予防にいたるまでの福祉の充実と、それぞれの福祉諸団体の指導育成が主たる事業である。また近年、ボランティアの養成と育成も大きな事業として注目を集めている。このような事業を推進することにより、広く市民の方々が福祉活動の場として気軽にご利用いただける施設となっている。

(1) 施設概要

所在地	桑名市長島町松ヶ島 63 番地 2
竣工	平成 2 年 3 月 30 日
運営開始	平成 2 年 4 月 1 日
敷地面積	1,878 m ²
建築面積	1,343.10 m ² (延床面積 2,308.42 m ²)
建築構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
総事業費	780,991 千円
その他	1 階 集団指導室、栄養指導室、身体計測室、浴室、健康相談室、 ケアプランセンター 2 階 多目的ホール、教養娯楽室、生活相談室、健康教育室、機能回復訓練室

(2) 施設の利用

ア 利用資格者

- ① 市内に在住する 60 歳以上の者
- ② 市内に在住し、保健衛生事業の対象となる者
- ③ 市内に在住し、身体障害者手帳又は、療育手帳の交付を受けている者及びその介護者並びにボランティアの団体
- ④ 福祉関係の団体等市長が福祉健康センターの目的を達成するため適当と認める者

イ 利用方法

- ① 個人で利用しようとするときは、福祉健康センター個人利用票に所定事項を記入しなければならない。
- ② 各室の利用許可を受けようとする者は、福祉健康センター利用許可申請書を利用日前 30 日から利用日前 3 日までの期間内に申込みする。

ウ 使用料

無料。

ただし、利用資格者以外で生活相談室、教養娯楽室、栄養指導室、集団指導室、健康相談室、健康教育室を使用することを認められた場合は、以下の使用料を徴収する。

使用区分 \ 時間区分	午前 9 時 ～ 12 時	午後 13 時 ～ 16 時 30 分
生活相談室	700円	830円
教養娯楽室	2,810円	4,220円
栄養指導室	1,240円	1,870円
集団指導室	700円	830円
健康相談室	700円	830円
健康教育室	700円	830円

エ 利用時間

午前 9 時 ～ 午後 4 時 30 分

オ 休館日

毎週土・日曜日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、国民の祝日

(3) 事業内容

在宅老人サービスに関すること。

機能回復、機能維持訓練、指導に関すること。

老人の教養の向上及びレクリエーション等の便宜を提供すること。

社会福祉思想の普及宣伝に関すること。

福祉団体の指導育成に関すること。

心身障害の教養の向上及びレクリエーション等の便宜を提供すること。

15 長島デイサービスセンター

長島デイサービスセンターは、お年寄りをお預かりして介護するデイサービスセンターと、ホームヘルパーの活動拠点である訪問介護ステーションからなる複合施設で、地域福祉の総合相談の拠点として地域包括支援センターを追加した施設である。

(1) 施設の概要

所在地	桑名市長島町松ヶ島 66 番地
竣工	平成 13 年 3 月 16 日
運営開始	平成 13 年 4 月 1 日 デイサービスセンター 平成 13 年 4 月 1 日 訪問介護ステーション
敷地面積	1,878 m ²
建築面積	556.60 m ² (延床面積 858.14 m ²)
建築構造	鉄骨造 2 階建
総事業費	367,997 千円
その他	1 階 デイサービスセンター、訪問介護ステーション 2 階 地域包括支援センター

(2) デイサービスセンター

ア 利用資格者

- ① 市内に在住する者で、長島老人デイサービスセンター、長島訪問介護ステーション事業の対象となる者
- ② ①に掲げる者を介護する者
- ③ その市長が適当と認める者

イ 利用申込

長島デイサービスセンター利用許可申請書を利用日前 30 日から利用日前 3 日までの期間内に提出する。ただし、長島老人デイサービスセンター、長島訪問介護ステーション事業の対象となる者及びその介護者は除く。

ウ 利用時間

午前 9 時 ～ 午後 5 時

エ 休館日

毎週日曜日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

上記デイサービス営業日以外に長期連休中の一部祝日及び年末（12月29日及び30日）に通所介護サービスを提供することがある。

オ サービス内容

食の自立支援、家族介護支援、介護保険サービス

(3) デイサービス（通所介護）

ア 利用資格者

要支援 1、2 又は要介護状態 1～5 の認定を受けた方

イ サービス内容

健康チェック、日常動作訓練、生活相談、入浴、食事、送迎

(4) 訪問介護ステーション

ア 利用資格者

要支援 1、2 又は要介護状態 1～5 の認定を受けた方

イ サービス内容

介護を必要とする高齢者や障害者の家庭を訪問し、身体介護や生活援助を行うホームヘルパーの活動拠点